

(証券コード7980)
平成28年6月14日

株主各位

東京都北区西ヶ原一丁目26番1号

株式会社 重松製作所

取締役社長 重松 宣雄

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時00分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京4階402
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sts-japan.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府および日銀の経済政策や金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善など、全体として緩やかな回復基調が続いたものの、原油価格の下落や株式市場の不安定感に加え、中国をはじめとした世界経済の減速による景気の下振れ懸念も根強いなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、主要顧客である製造業の業績が改善したことに加え、原子力発電所向けの受注が一定水準以上を維持し、呼吸用保護具全般の受注は、前期比堅調に推移しました。この結果、売上高は前事業年度比7.7%増の108億9百万円となりました。

一方、利益面につきましては、売上増加による材料費、労務費の増加はあったものの、生産効率の向上により製品原価率が改善したため、売上総利益は前事業年度比11.3%増の35億74百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、売上増加に伴う人件費・諸経費増に加え、新製品の開発・拡販活動の推進による人件費・諸経費が増加したことから、前事業年度比5.5%増の29億75百万円となりました。

以上のことから、営業利益は5億99百万円(前事業年度比52.9%増)、経常利益は5億83百万円(前事業年度比67.3%増)、また、製品自主回収関連費用として特別損失を84百万円計上したことから、当期純利益は3億30百万円(前事業年度比45.8%増)となりました。

売上高・売上総利益・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	第69期 平成27年3月期	第70期 平成28年3月期	対前期増減率
売 上 高	千円 10,034,165	千円 10,809,475	% +7.7
売 上 総 利 益	3,212,545	3,574,568	+11.3
営 業 利 益	391,863	599,075	+52.9
経 常 利 益	348,564	583,133	+67.3
当 期 純 利 益	226,954	330,888	+45.8

品種別の売上状況

区 分		第69期 平成26年度	第70期 平成27年度
呼吸用 保護具	防 毒 マ ス ク	2,657,952 ^{千円}	2,804,423 ^{千円}
	防 じ ん マ ス ク	2,587,458	2,678,310
	自 給 式 呼 吸 器	2,123,931	2,353,701
	送 気 マ ス ク	372,817	425,801
	そ の 他 の 呼 吸 用 保 護 具	739,869	1,078,665
保 護 衣 ・ 保 護 手 袋		662,761	610,067
酸 素 計 ・ ガ ス 検 知 器		161,315	157,567
め が ね ・ シ ー ル ド		157,899	178,238
そ の 他		570,160	522,703
合 計		10,034,165	10,809,475

(2) 設備投資の状況

当事業年度につきましては、新製品を含めた生産能力の増強及び生産効率の一層の向上を図るため、新規設備の導入や既存設備の改良を重点的に進めるとともに、引き続き金型投資も積極的に行っております。

以上の総額は、7億25百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、社債発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、政府および日銀の経済政策や金融緩和を背景に、景気は緩やかな回復傾向で推移していくと期待されています。しかしながら、原油価格の急落や、中国をはじめとした世界経済の減速による景気の下振れ懸念等、不透明な要因も多く、景気の先行きには注視が必要な状況が続くものと思われま

す。また、経済のグローバル化を背景に、わが国経済に影響を与えるリスク要因も内外で増加してきております。さらに、各種環境問題や地震、感染症、テロ等のような突発的な天災・人災の発生に対する対応の巧拙が、経済・社会に与える影響はますます大きくなっており、危機管理の重要性が強く認識されてきております。

このような経済・社会環境の中で、呼吸用保護具業界としては、景気動向の影響はあるものの、社会全体での様々な危機管理対応による呼吸用保護具全般に対する需要が、息長く増加していくものと思われま

す。当社としましては、緊急時における安定供給及び市場の変化に的確に対応した新製品の開発と供給が、労働安全衛生保護具の専門会社としての大きな社会的責任、使命であると考え、この役割を確実に果たすために、今後も経営の効率化と収益力の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第67期 平成25年3月期	第68期 平成26年3月期	第69期 平成27年3月期	第70期(当期) 平成28年3月期
売 上 高 (千円)	9,241,024	9,119,667	10,034,165	10,809,475
経 常 利 益 (千円)	158,660	183,809	348,564	583,133
当 期 純 利 益 (千円)	53,605	80,413	226,954	330,888
1株当たり当期純利益 (円)	7.47	11.21	31.63	46.12
純 資 産 (千円)	3,973,920	4,054,463	4,360,971	4,510,733
総 資 産 (千円)	10,771,605	10,796,358	10,970,681	11,505,213

第67期 原子力事故状況の相応の落ち着きに伴い、通常年並みの生産・販売体制に戻しましたが、原子力発電所向け呼吸用保護具の受注減が大きく影響し、売上高、利益ともに前事業年度を大幅に下回る決算となりました。

第68期 呼吸用保護具全般の受注が前事業年度比微減だったことを受け、売上高は僅かに減少しましたが、生産効率の維持・向上に注力したこともあり、利益面は相応の増益決算となりました。

第69期 景気の緩やかな回復基調を背景に、期初から呼吸用保護具全般の受注が堅調に推移したことから、売上高、利益ともに前事業年度を上回る増収増益決算となりました。

第70期 当事業年度の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ① 産業界等の安全衛生並びに防災に関する保護具、機器、薬品及び材料の製造販売
- ② 保護具等に関する保守点検整備及び修理並びに労働災害防止に関する教育事業

(7) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

- ① 本社 東京都北区
- ② 技術研究所 埼玉県さいたま市岩槻区
- ③ 埼玉事業所 埼玉県さいたま市岩槻区
- ④ 船引事業所 福島県田村市
- ⑤ 西日本サービスセンター 兵庫県姫路市

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	250名	△3名	39.6歳	15.4年
女性	88	△1	38.6	14.7
合計又は平均	338	△4	39.3	15.3

(注) 上記従業員数のほかに準社員等28名がおります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	877,662
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	548,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	272,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	150,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	135,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	145,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行の借入残高には、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とするシンジケートローンの残高3億60百万円の一部が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,200,000株
(自己株式26,673株を含む)

(3) 株主数 1,677名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
エア・ウォーター防災株式会社	734	10.23
株式会社千代田テクノル	706	9.84
重 松 開 三 郎	280	3.91
シ マ ツ 株 式 会 社	250	3.49
理 研 計 器 株 式 会 社	246	3.43
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	160	2.23
藤 倉 航 装 株 式 会 社	133	1.86
重 松 宣 雄	114	1.60
重松製作所従業員持株会	109	1.52
芹 澤 圭 二	100	1.39
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	100	1.39

(注) 出資比率については、自己株式(26,673株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	重 松 宣 雄	
取締役副社長(代表取締役)	森 田 隆	管理本部長
専 務 取 締 役	有 田 和 生	営業本部長
専 務 取 締 役	中 井 悟	生産本部長
常 務 取 締 役	小 野 研 一	開発設計部長兼量産設計部長
取 締 役	石 井 孝 司	総務部長
取 締 役	大久保 幸 夫	業務部長
取 締 役	坂 野 信	経理部長
取 締 役	本 多 孝 一	海外事業本部長
取 締 役	木 立 誠	営業部長
取 締 役	工 藤 心 平	生産技術部長兼姫路製造部長
取 締 役 副 会 長	浅 井 徹 治	
常 勤 監 査 役	菊 田 佳 幸	
監 査 役	服 部 治	松蔭大学教授 金沢星稷大学名誉教授
監 査 役	島 崎 規 子	城西国際大学大学院教授
監 査 役	木 谷 光 宏	明治大学大学院教授

- (注) 1. 監査役 服部 治氏、島崎規子氏及び木谷光宏氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 服部 治氏、島崎規子氏及び木谷光宏氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
- | | | |
|-------|--------------|--------------|
| (氏名) | (退任時の地位及び担当) | (退任年月日) |
| 山田比路史 | 常務取締役社長室長 | 平成27年 6 月26日 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 13名 184,261千円

監査役 4名 22,956千円（うち社外監査役 3名 9,378千円）

(注) 上記のほか、平成21年6月26日開催の第63期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の打切り支給額は、以下のとおりであります。

退任取締役1名 14,000千円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役 服部 治氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、主に大学教授としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役 島崎規子氏は、当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、主に大学院教授としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役 木谷光宏氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に大学院教授としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、取締役会が迅速・的確な意思決定と業務執行を行うとともに、社外監査役3名(内、独立役員3名)と常勤監査役1名で構成する監査役会が、独立・公正な立場から、取締役会の意思決定・業務執行を監視する経営体制を整備しております。

当社では社外取締役を選任しておりませんが、現時点では、有能な社外取締役候補者を選定することが困難で、適任者が見つからないというのが実情であります。このような状況を踏まえすと、当社としましては、適任者が見つからない状況下で、形式的に社外取締役の選任を急ぐよりも、当面は現経営体制において監査役会の監査機能をより一層強化・充実させることで取締役会の監督機能強化を図ることの方が、当社の業績伸展ひいては企業価値の向上を図るうえで望ましいと考えております。以上のことから、現時点では、当社は社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

なお、当社としましては、引き続き有能な社外取締役候補者の選定に注力していくとともに、企業価値の向上を図るうえで最も望ましい経営体制の在り方について検討を進めてまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

竹岡公認会計士事務所	公認会計士	竹 岡	均
公認会計士斉藤会計事務所	公認会計士	斉 藤	卓

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	25,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 上記の報酬等の額の内訳は、以下のとおりであります。
公認会計士 竹岡 均氏 8,000千円
公認会計士 斉藤 卓氏 17,000千円
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数を勘案しまして、再任又は不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款及び各種社内規定を遵守することを徹底するとともに、コンプライアンス規定、行動規範等に基づき、社会的責任及び企業倫理を尊重して行動し、反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。また内部通報規定に基づき、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、各種社内規定に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧が可能な状態で定められた期間、保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
リスク管理に関する社内規定の整備に努めるとともに、ISOマネジメントシステムを継続的かつ効率的に運用することで、品質及び環境に対するリスクの極小化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、取締役会及び常勤取締役で構成する常勤取締役会において、策定された経営戦略・業務戦略等に基づき、各取締役が担当する業務の効率的かつ適正な執行を監督する体制の整備を行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が補助使用人を必要とする場合には、監査役の要請により、監査役を補助する使用人を配置する。当該使用人が監査役補助職務を遂行する場合は、監査役以外の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、評価等については、監査役の事前の同意を得る。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、下記の事項について遅滞なく監査役に報告する。
a. 経営状況及び各事業本部・部の業務執行に係る重要な事項
b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
また、上記報告をした取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行により生ずる費用または債務の処理に係る所要の費用請求等を受けた時は、監査役職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、コンプライアンス室の監査結果や会計監査人の監査結果の報告を定期的に受けるとともに、必要に応じて、顧問弁護士等の社外の専門家の意見を求めることができる。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① **内部統制システム全般**

内部統制システム全般の整備・運用状況については、コンプライアンス室がモニタリングするとともに、必要がある場合は改善を図る体制を整備しております。

② **コンプライアンス**

期初にコンプライアンス委員会で審議、決定した内容に基づき、定期的にコンプライアンス遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図るための内部通報規定に基づく社内運用体制を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ **業務監査**

期初にコンプライアンス室が作成した業務監査計画に基づき、社内の各部・室に対し業務監査を実施し、業務改善が必要な場合は、対策を検討の上、実施しております。

注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	7,278,487	流 動 負 債	5,192,237
現金及び預	1,263,836	支払手形	273,990
受取掛手	1,102,902	買掛金	2,654,644
売掛金	2,055,689	短期借入金	600,000
商品及び製品	1,481,446	1年以内返済予定長期借入金	615,668
仕掛品	399,537	1年以内償還予定社債	40,000
原材料及び貯蔵品	765,030	リース債	42,841
前払費用	26,549	未払金	258,150
繰延税金資産	156,784	未払費用	290,424
未収入金	123	未払法人税等	177,772
その他金	26,634	未払消費税	9,297
貸倒引当金	△46	預り引当金	17,961
		賞与引当金	196,503
		その他	14,984
固 定 資 産	4,226,726	固 定 負 債	1,802,242
有 形 固 定 資 産	3,538,973	長期借入金	961,994
建物	1,549,487	リース債	79,057
構築物	21,292	長期未払金	67,754
機械装置	394,340	退職給付引当金	293,235
器具備品	402,392	預り保証金	144,382
土地	823,663	繰延税金負債	255,818
リース資産	116,298	負 債 合 計	6,994,479
建設仮勘定	231,498	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	106,180	株主資本	4,239,294
ソフトウェア	66,337	資本剰余金	570,000
電話加入権	6,757	資本剰余金	272,577
リース資産	33,085	資本準備金	272,577
投資その他の資産	581,572	利益剰余金	3,411,156
投資有価証券	532,542	利益準備金	142,500
出資	2,810	その他利益剰余金	3,268,656
長期貸付金	7,900	固定資産圧縮積立金	543,608
長期前払費用	5,725	別途積立金	1,792,000
差入敷金	31,264	繰越利益剰余金	933,048
差入保証金	1,330	自 己 株 式	△14,439
		評価・換算差額等	271,439
		その他有価証券評価差額金	271,439
資 産 合 計	11,505,213	純 資 産 合 計	4,510,733
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,505,213

損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
売上高	千円	10,809,475 千円
売上原価		7,234,907
売上総利益		3,574,568
販売費及び一般管理費		2,975,492
営業利益		599,075
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,494	
その他の営業外収益	29,057	42,552
営業外費用		
支払利息	32,586	
有形売却損	2,973	
為替差損	3,957	
その他の営業外費用	18,977	58,494
経常利益		583,133
特別損失		
固定資産除却損	15,384	
製品自主回収関連費用	84,403	99,788
税引前当期純利益		483,345
法人税、住民税及び事業税	170,429	
法人税等調整額	△17,972	152,456
当期純利益		330,888

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金		繰越利益 剰 余 金	
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	570,000	272,577	142,500	538,133	1,792,000	679,383	3,152,016
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△71,747	△71,747
当 期 純 利 益						330,888	330,888
固定資産圧縮積立金の取崩				△7,318		7,318	—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				12,794		△12,794	—
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	5,475	—	253,665	259,140
当 期 末 残 高	570,000	272,577	142,500	543,608	1,792,000	933,048	3,411,156

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△13,336	3,981,256	379,714	4,360,971
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△71,747		△71,747
当 期 純 利 益		330,888		330,888
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		—		—
自 己 株 式 の 取 得	△1,102	△1,102		△1,102
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△108,275	△108,275
当 期 変 動 額 合 計	△1,102	258,038	△108,275	149,762
当 期 末 残 高	△14,439	4,239,294	271,439	4,510,733

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械装置 9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため賞与支給見込額基準により計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）で、発生時の翌事業年度から定額法により償却を行っております。

4. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金利
- (3) ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- (イ) 金利スワップの想定元本と借入金の元本が一致しております。
- (ロ) 金利スワップと借入金の契約期間及び満期が一致しております。
- (ハ) 借入金と金利スワップの金利改定条件が一致しております。
- (ニ) 金利スワップの受払い条件がスワップのスワップ期間を通して一定であります。従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので決算日における有効性の評価を省略しております。

5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

たな卸資産の評価方法の変更

当事業年度より、製品の評価方法を売価還元法から総平均法に、商品、仕掛品及び原材料の評価方法を最終仕入原価法から総平均法に変更しております。

この変更は、原価管理の向上による利益管理を精緻化して、期間損益計算及び在庫評価額の計算をより適正に行うことを目的に行ったものであります。

当該会計方針の変更は、当事業年度の期首に新原価計算システムが本稼働したことを契機としたものであります。製品、仕掛品及び原材料については、過去における品目別データの精緻な記録が入手不可能であり、遡及して総平均法による単価計算を行うことが実務上不可能なため、遡及適用を行わずに当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。

また、商品に関しては、評価方法の変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行いません。

このため、前事業年度末の製品、商品、仕掛品及び原材料の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から総平均法を適用しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の税引前当期純利益は10,571千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	775,916千円
土	地	698,064千円
投 資 有 価 証 券		379,831千円
計		<u>1,853,812千円</u>

上記の物件は、短期借入金500,000千円、1年以内返済予定長期借入金440,668千円、長期借入金756,994千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,771,073千円

3. 受取手形割引高 1,196,382千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式数				
普通株式	7,200,000	—	—	7,200,000
合計	7,200,000	—	—	7,200,000
自己株式数				
普通株式	25,212	1,461	—	26,673
合計	25,212	1,461	—	26,673

(注)自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	71,747	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月29日の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たりの 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	71,733	利益剰余金	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	60,640千円
未払事業税	12,527千円
未払費用	48,550千円
退職給付引当金	89,788千円
未払役員退職慰労金	20,114千円
一括償却資産	8,736千円
棚卸資産評価減	4,144千円
仕入値引	28,399千円
その他	1,369千円
小計	274,272千円
評価性引当額	△13,512千円
繰延税金資産合計	260,759千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△239,996千円
その他有価証券評価差額金	△119,796千円
繰延税金負債合計	△359,793千円
繰延税金資産の純額	△99,033千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年3月29日に、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.62%に変更しました。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は6,862千円減少し、その他有価証券評価差額金は6,729千円増加し、当事業年度に計上する法人税等調整額は133千円増加しました。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行からの借入等による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該信用リスクに関しては、当社の与信管理に関する社内規定に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。変動金利の借入金は、金利変動のリスクに晒されておりますが、このうち主な長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

社債の使途は、運転資金及び設備資金であり、償還日は決算日後、最長で11ヵ月後です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	1,263,836	1,263,836	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,158,591	3,158,591	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	531,080	531,080	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,928,634)	(2,928,634)	—
(5) 短期借入金	(600,000)	(600,000)	—
(6) 長期借入金	(1,577,662)	(1,596,335)	△18,673
(7) 社債	(40,000)	(40,447)	△447
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	139,844	531,080	391,235
合計		139,844	531,080	391,235

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しています。

(8) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	410,000	210,000	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、該当長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(6)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	1,461
長期貸付金(※2)	7,900
預り保証金(※2)	144,382

(※1) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。また、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(※2) 長期貸付金及び預り保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
現金及び預金	1,263,836	—	—
受取手形及び売掛金	3,158,591	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—
合計	4,422,428	—	—

(注4) 長期借入金及び社債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	615,668	531,994	240,000	130,000	60,000
社債	40,000	—	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

主要株主等

(単位：千円)

種類	会社の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業
主要株主	エア・ウォーター防災株式会社	兵庫県神戸市西区	1,708,000	製造業

議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(被所有) 直接 10.28%	商品の仕入	呼吸用保護具 の仕入等	1,839,634	買掛金	1,142,828

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入に関しては、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 628円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 46円12銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 重松製作所
取締役会 御中

竹岡公認会計士事務所
公認会計士 竹岡 均 ㊞
公認会計士 斉藤会計事務所
公認会計士 斉藤 卓 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社重松製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は製品の評価方法を売価還元法から総平均法に、商品、仕掛品及び原材料の評価方法を最終仕入原価法から総平均法に変更している。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士竹岡 均氏、同齊藤 卓氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社 重松製作所 監査役会
 常勤監査役 菊田 佳 幸 ㊟
 監査役 服部 治 ㊟
 監査役 島崎 規子 ㊟
 監査役 木谷 光宏 ㊟

(注) 監査役服部 治、監査役島崎規子及び監査役木谷光宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第70期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

総額 71,733,270円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役有田和生氏、坂野 信氏、浅井徹治氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため1名増員し、合わせて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	あり た かず お生 有 田 和 生 (昭和29年) (1月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成5年11月 当社営業部東海担当部長兼名古屋出張所長 平成7年4月 当社第一営業部関西担当部長兼東海担当部長 平成9年4月 当社第一営業部九州担当部長 平成11年5月 当社第一営業本部長 平成12年6月 当社取締役第一営業本部長 平成16年10月 当社取締役営業本部長 平成17年6月 当社常務取締役営業本部長 平成22年6月 当社専務取締役営業本部長 現在に至る	26,300株
2	ばん の まこと 坂 野 信 (昭和37年) (11月1日生)	昭和60年4月 株式会社三菱銀行入行 平成22年10月 同行高田馬場支社長 平成25年4月 当社入社 管理本部長付主任部員 平成26年6月 当社取締役経理部長 現在に至る	2,000株
3	あさ い てつ じ 浅 井 徹 治 (昭和18年) (7月6日生)	昭和41年4月 株式会社三菱銀行入行 昭和61年4月 同行システム部部長代理 平成5年7月 当社入社 総務部次長 平成6年6月 当社取締役経理部長 平成6年12月 当社常務取締役経理部長 平成7年6月 当社代表取締役常務取締役管理本部長兼経理部長 平成10年6月 当社代表取締役副社長管理本部長兼経理部長 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成23年6月 当社取締役副会長 現在に至る	36,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	※ の 野 <small>ぐち</small> 口 <small>まこと</small> 真 (昭和50年 1月13日生)	平成7年4月 当社入社 平成20年4月 当社品質保証部品質管理室長 平成27年6月 当社品質保証部長 現在に至る	1,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役を置くことが相当でない理由
- 当社では、取締役会が迅速・的確な意思決定と業務執行を行うとともに、社外監査役3名(内、独立役員3名)と常勤監査役1名で構成する監査役会が、独立・公正な立場から、取締役会の意思決定・業務執行を監視する経営体制を整備しております。
- 当社では社外取締役を選任しておりませんが、現時点では、有能な社外取締役候補者を選定することが困難で、適任者が見つからないというのが実情であります。このような状況を踏まえすと、当社としましては、適任者が見つからない状況下で、形式的に社外取締役の選任を急ぐよりも、当面は現経営体制において監査役会の監査機能をより一層強化・充実させることで取締役会の監督機能強化を図ることの方が、当社の業績伸展ひいては企業価値の向上を図るうえで望ましいと考えております。以上のことから、現時点では、当社は社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。
- なお、当社としましては、引き続き有能な社外取締役候補者の選定に注力していくとともに、企業価値の向上を図るうえで最も望ましい経営体制の在り方について検討を進めてまいります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役服部 治氏、島崎規子氏、木谷光宏氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	しま ぎき のり こ 島崎 規子 (昭和22年) (11月24日生)	平成5年4月 城西国際大学教授(現職) 平成10年4月 城西国際大学大学院教授(現職) 平成13年6月 当社監査役 平成27年4月 国土交通省独立行政法人評価委員(現職) 現在に至る	10,000株
2	き や みつ ひろ 木谷 光宏 (昭和24年) (2月14日生)	平成5年4月 明治大学教授(現職) 平成7年4月 明治大学大学院教授(現職) 平成24年6月 当社監査役 平成26年4月 人材育成学会会長(現職) 現在に至る	1,000株
3	※ かわ い りょう すけ 川井 良介 (昭和22年) (5月27日生)	平成9年4月 山梨英和短期大学教授 平成13年4月 東京経済大学教授(現職) 平成13年4月 東京経済大学大学院教授(現職) 平成26年5月 日本出版学会顧問(現職) 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
なお、当社は、島崎規子氏及び木谷光宏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、川井良介氏につきましては、東京証券取引所に対し、同証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 島崎規子氏を社外監査役候補者とした理由は、大学院教授としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

木谷光宏氏を社外監査役候補者とした理由は、大学院教授としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

川井良介氏を社外監査役候補者とした理由は、大学院教授としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

5. 島崎規子氏及び木谷光宏氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ15年及び4年であります。
6. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人であります公認会計士 竹岡 均氏、公認会計士 斉藤 卓氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が明治アーク監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	明治アーク監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目23番3号		
沿 革	昭和38年12月 公認会計士堀江・森田協同監査事務所設立 昭和42年2月 塚原・工藤公認会計士事務所設立 昭和57年8月 公認会計士堀江・森田協同監査事務所と塚原・工藤公認会計士事務所が合併し、明治監査法人を設立 平成5年1月 三浦公認会計士事務所設立 平成16年3月 アーク監査法人設立 平成28年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更		
概 要	出資金	76百万円	
	構成人員	公認会計士	60名（うち、代表社員8名、社員18名）
		公認会計士試験合格者	11名
		その他	8名
		合計	79名
	被監査会社数	69社	
	（平成28年4月1日時点）		

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー

ステーションコンファレンス東京 4階402

電話 03-6888-8080 (代)

■交通

- JR東京駅新幹線専用改札口（日本橋口） 徒歩1分
- JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
- 東京メトロ東西線大手町駅B7出口 徒歩1分

